

インクルーシブ保育について

白井市公立保育所の役割及び体制検討委員会 第4回会議資料

インクルーシブ保育とは

- インクルーシブ保育とは、児童の国籍や宗教の違い、障がいの有無にかかわらず、児童一人ひとりの個人差や多様性を尊重した保育を提供し、ともに過ごし、学び合うために必要な支援を行うものです。
- 地域共生社会の実現・推進等の観点からは、年少期より、多様な児童が、共に育ち、互いに学び合うことは、生涯にわたって記憶される貴重な経験になると考えられています。

インクルーシブ保育のメリット

	メリット	実施に当たって考慮すべき点
児童	<ul style="list-style-type: none">○多様な個性を持つ他者と日常的に関わることで、個人差を受け入れることや他者との多様な関わり方を学ぶことができる。○多様な個性を持つ他者との経験が、差別や偏見をなくし、共生社会を生きていくための基盤となる。	<ul style="list-style-type: none">○児童が劣等感を感じることもある。○児童同士が理解を深めたり関係性を築くのに時間がかかる場合がある。
保育士	<ul style="list-style-type: none">○多様な児童と接することで、専門的知識や技術を身に着けることができる。	<ul style="list-style-type: none">○様々な知識や経験、高いスキルが求められる。○多様性へ対応するため保育の準備等に時間がかかる場合がある。

最近の国の動向

○インクルーシブ保育を推進するため、保育所と児童発達支援事業所が同一施設で保育・療育を行う場合、保育と児童発達支援の一体的な実施を可能とする改正を実施。(令和5年4月から)

- 改正の目的
- ・多様なニーズに効果的、効率的に応える。
 - ・保育所の設備や職員を有効活用する。

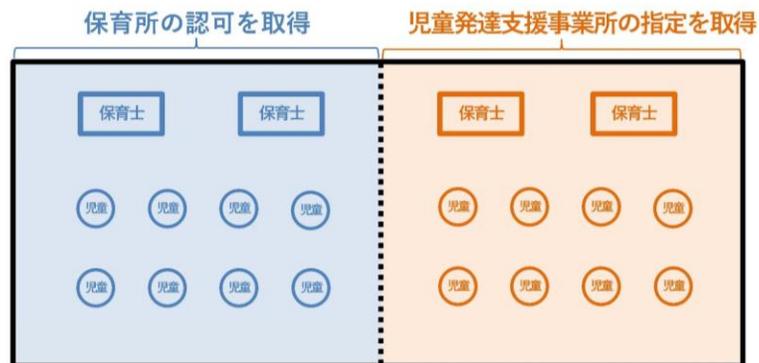
③ インクルーシブ保育について

令和3年10月25日第5回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」提出資料を基に作成。

保育所と児童発達支援事業の併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定の緩和を行う。

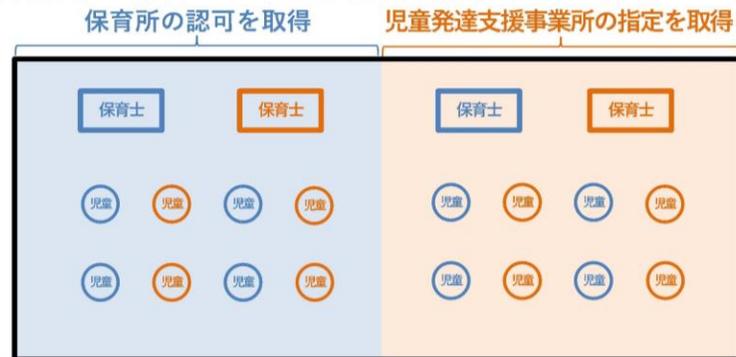
保育所と児童発達支援事業実所が同一施設で保育・療育を行う場合（イメージ）

- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がそれぞれで 保育・療育を行う場合



現行制度で実施可能

- 保育所の保育士と児童発達支援事業所の保育士がともに保育・療育を行う場合



保育所及び児童発達支援事業所の設備運営基準の見直しが必要

10

障害児保育の概要

1. 財政支援

① 現状

- ・ 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- ・ 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- ・ 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

② 平成30年度における改善点

- ・ 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- ・ 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				
	中度				
	軽度				
物件費					

<H30改善点>

H29 : 400億円程度

包括算定
(人口算定)

個別算定
(保育所在籍児童数算定)

H30 : 880億円程度

個別算定
(障害児数算定)

2. 現状

① 実施か所数及び受入児童数



② 障害児保育担当職員数 (R2.3.31時点)

単位：人

合計	単位：人	
	常勤職員	非常勤職員
45,738	21,124	24,614

※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
 ※障害児数には、軽度障害児を含む
 ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
 ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

児童発達支援事業所

○事業所の役割

障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する。

○利用対象者

療育を行う必要があると認められる未就学の児童

【白井市の場合】

障害者手帳を所持している児童、または医師が療育が必要と判断した
就学前児童

○市内事業所数 6事業所

同一施設での運営によるメリット

	別の施設で運営されている場合	同一施設で運営されている場合
保護者の送迎	それぞれ送迎する必要がある。	保護者は、保育所へ送迎する。児童発達支援事業所への送迎は不要。
施設間の連携や情報共有	定期的な情報共有や、必要に応じてお互いの職員が訪問して児童の様子を共有する。	同一施設内にそれぞれの職員がいるため、密な連携や情報共有が可能。

特別な支援を必要とする児童

○特別な支援を必要とする児童

（保育士の加配を必要とする児童＝加配児）

○児童の保育所等の利用にあたって、障がいや発達の遅れなどにより、児童の安全性等を確保するために通常の配置基準に加えて保育士を配置する必要がある児童

○加配児が児童発達支援などのサービスに繋がっていない場合、早期に必要な支援に繋げるため、健康課の相談窓口などに繋げるためのアプローチをしている。

参考イメージ

障害者手帳
を交付されて
いる児童

療育が必要と認
められた児童

加配児

※全ての加配児が
手帳の交付や、療
育が必要という認定
を受けているもので
はない。
※重なりの部分の割
合は、実際の比率で
はありません。